



2017年6月12日
全国港湾16発第138号

一般社団法人 日本港運協会
検数検定小委員会 殿

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長 糸谷 欽一郎

検査部会長 遠藤 一幸



「指定事業体」のあり方に関する申し入れ

全国港湾労働組合連合会検査部会は「4月6日付 17春闘協定5項」に基づき、指定事業体のあり方等に関し、引き続き、検数・検定事業者（日本貨物検数協会、全日検、海事検定協会、新日本検定協会）との協議を継続することとなりました。

つきましては、下記の内容について申し入れします。

記

1. 港湾の検数・検定・鑑定の職場で働く指定事業体職員（定年退職者除く）を検数・検定事業者本体に採用すること。
2. 1. の採用者の労働条件は同一を原則として、賃金を含む諸労働条件を整えていくこと。
3. 本体への移行については、3年を目途に対応すること。

以上

添付

- 2017年4月6日付 17春闘協定書
- 2016年2月9日付 「指定事業体」のあり方に関する申し入れ